

二産業統制……(4)重要産業係に大産業は回若くは國家管理を終局目

標とし、公益の精神に則りて指導監督を行ひ、之を統制すべし。

(4)一般中小産業は各業別に専業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、之を統制すべし。

三労働統制……(1)労働組合法、団体協約法を制定し、労働者に自覚と

共に光明を與へ、労働組合運動に一定の軌範を示し、其の健全性を助長し、以て産業争議の最少化を図り、進んで労働者が國家産業に貢獻し得る標指導統制すべし。

(2)労働争議調停法を改正し一般産業にも強制調停を行ひ、調停と和解に依つて解決し得ざる事件に限り之に最終的裁断を下し以て労働者の利己的闘争を終絶せしむるため夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を参加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

四産業協力……(1)産業協力委員会を設置し、労働企業両者の自主的協力にのみ放任することなく、國家も亦、産業平和及産業協力實現

に努むべし。

(2)産業協力委員会は主務大臣、地方長官、若くは其任命せる官吏を議長とし、労働、企業、消費三者同数の委員を以て構成す。但し委員会は全国的研びに地方的、産業別的に設置すべし。

〔参考〕全國労働組合同盟綱領

一我等は團結の威力を以て労働條件の向上を図り進んで労働階級の解放を期す。

一我等は強固なる戦術と有効なる戦術を以て資本家階級の搾取と圧制に対し、徹底的に闘争せんことを期す。

一我等は階級的立場に立ち、無産階級の政治勢力の拡大を期す。

ハ、斯る状況推移中に於ける吾等統一会議の闘争経過

(1) 昨年三月の『全労天対派の任務に關するテーゼ』同年九月の『当面の大衆化に關するテーゼ』は吾等の方略を指示した。

〔参考〕我緊急任務（三月テーゼ）

1. 階級的労働組合及反對派は能くまで労働者大衆の生活水準の向上